

アイリスオーヤマ株式会社

サーモカメラ 運用ガイドライン

ガイド A-1001 : 2021

2021 年 11 月 制定

サーモカメラコンソーシアム

**Thermo
Camera
Consortium**

まえがき

このガイドはサーモカメラコンソーシアムが制定したものであり、技術委員会にて原案を作成し、サーモカメラコンソーシアム内での審議を経て、承認したものである。

なお、サーモカメラコンソーシアム解散に伴い、幹事企業であったアイリスオーヤマ株式会社においては同ガイドラインを継続して使用するものとする。

このガイドは、著作権法で保護対象となっている著作物である。

サーモカメラ適切使用方法についての指針

はじめに

新型コロナウイルスの全世界的な感染者拡大により、人が出入りするあらゆる場所における感染症拡大対策の一つとして、サーモカメラによる温度検知が昨年から急速に普及しております。

しかし、マスクやアルコール消毒液とは異なり、サーモカメラはこれまで一般的に広く普及していた機器ではないため、いくつかの課題点も生じております。例えば、サーモカメラは精密機器であるため、設置環境や使用方法、メンテナンスについて、適切な取り扱いが必要となりますが、設置場所や、着用物による影響など、様々な要因により、正しい温度検知結果が得られない等の使用上の課題があります。

そこでこの度、本コンソーシアムにて本ガイドラインを策定し、ご使用者に対する適切な使用方法を発信し、ウィズコロナ、アフターコロナにおける適切な温度スクリーニングを実施頂くことを推進していく事を目的とまいります。

また、このガイドは経済産業省発行による「個人情報の保護と利活用に向けた経済産業省の取組」の内容に遵守した内容になります。

1. 使用場所の指針

製品の使用環境については、以下を指針として順守頂き、ご使用いただくことを推奨します。本製品は一般環境内で使用する製品であるので、使用環境により測定精度に影響を与えます。より高い精度を保つために以下を指針として設けております。

(ア)設置環境について

屋外や半屋外への設置は避けてください。本製品は防水・防塵構造にはなっていないため、外気/風雨/粉塵が直接吹き込むことで、故障の原因となります。

屋外や半屋外での使用は保証範囲外となります。

(イ)使用環境温度について

製品仕様に定められた室温にて正しく利用してください。

特に、設置場所の室温が高く（または低く）なりやすい夏季や冬季は冷暖房設備を利用し、室温を保てるようにしてください。室温が基準通りでない場合は、本来の精度での温度検知が出来ません。

(ウ)直射日光について

直射日光がサーモカメラ本体に当たる場所や、測定の際に人物の背景が著しく明るく逆光になってしまう場所の設置は避けてください。(または極端に暗い場所) 顔の検知がしづらい場合があります。

2.4. 外部の他の光源や熱源について

サーモカメラ画面に日光、照明器具（蛍光灯や白熱電球など）、暖房器具、熱を持つ機器、直射日光を受ける床や壁などが映り込まないようにしてください。

これらが映り込んでいると、サーモカメラが熱源として認識するため、正しく温度検知が出来ません。

2.5. 外気の影響について

外気の通り道を避け、風がない場所でご使用ください。また、サーモカメラ本体や、測定する人に冷暖房設備の風が直接当たらない場所に設置してください。特に出入口付近や風除室内の設置は避けてください。

2. 測定対象の指針

測定対象である対象者についても、以下を指針として順守頂き、ご使用いただくことを推奨します。測定対象者についても、正しく測定するための注意点を理解することで、よりスムーズで適切な温度スクリーニングが可能になります。

(ア) 測定対象との距離について

製品仕様に定められた測定距離で利用してください。

仕様とは異なる距離で測定をすると、測定結果に誤差が生じる場合があります。

(イ) 測定対象者の注意点

測定対象者の“額”が帽子や前髪で隠れている場合は、“額”を出してから測定を行うようにしてください。正しい測定が出来ません。

また、前髪で“額”が隠れている場合は、前髪を上げてから測定してください。髪の毛が熱い（または冷たい）状態の時に測定すると、温度が高く（または低く）表示されることがありますので、前髪を上げて測定すると改善します。

(ウ) 測定前試験について

設定値の変更や人物の立ち位置の調整などを行い、正しく測定できるか、運用前にテストの実施をお願いします。

(エ) 測定タイミングについて

サーモカメラは体表面温度を測定するため、夏季や冬季に屋外から入ってすぐに測定すると、額の温度が高く（または低く）なっており、正しく測定できない場合があります。

この場合、測定前に1~5分程度待っていただき、屋内温度に慣れてから測定してください。

1. 個人情報に対する配慮について

個人情報は個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に則って運用をください。
また、以下の政府ワーキンググループにて策定された、ガイドブックを参考にしてください。
経済産業省・総務省 IoT 推進コンソーシアムデータ流通促進ワーキンググループ」策定

- ・カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0
- ・民間事業者によるカメラ画像を利活用した公共目的の取組における配慮事項

以下の文章は上記法律およびガイドブックを参考・抜粋し、サーモカメラ特有の機能に付随するものを追加してあります。

(ア) 基本原則

特定の個人の識別が可能なデータ（顔の写っている画像データ等）であれば、個人情報の取得にあたります。取扱いにあたっては、個人情報保護法を遵守するとともに、以下の対応が必要です。

- a. 取得・処理・保存・利活用の各過程におけるデータのライフサイクルを定めると共に、データが記録・保存される機器やサーバ群、及びネットワーク上の各所における責任主体を定め、リスク分析を適切に実施すること。
- b. データの取得と利活用にあたっては、運用実施主体を明確に定め、相談や質問・苦情等を受け付けることのできる電話番号等の一元的な連絡先を設置すること。
- c. データの取扱いや利活用については、一元的な連絡先の設置と対応のみならず、センサー設置場所周辺で勤労する従業員等に対する教育を実施する等、生活者が一貫した説明を受けられるような施策を実施すること。
- d. 運用実施主体は、生活者に、事前告知や取得時の通知等で、空間（店舗等）におけるセンシングデータ利活用に対し適切なコミュニケーションを図ること。

また、利用目的等についても、可能な限り生活者にわかりやすく伝えるとともに、センシングデータ利活用に係る生活者のメリットを説明し、丁寧に理解を得る努力をすることが望まれる。また必要に応じ、限られた空間（店舗等）から利活用を開始して、生活者の理解を醸成してから空間（店舗等）を拡大すること等、段階的に実施することも生活者の理解を得る手段として考えられる。更に、生活者がセンシングデータ利活用のメリットを実感しているか、不満が無いかといった意見をくみ取り、利活用方法の改善を継続的に検討する等、生活者との対話の努力をすることが望ましい。

個人情報を保存する場合、生活者から個人情報の削除請求があった場合には真摯に対応し、対応にあたっては、対象者のレコードを特定する必要があります。

サーモカメラから生成または抽出等したデータ（個人情報ではない）を第三者に提供する場合、当該第三者との間でデータの利用条件や内容について定めた契約を締結します。匿名加工情報の場合は、個人情報保護法では、そのデータを個人特定に利用することは禁じ

られているため、運用上注意が必要です。

また、第三者との契約条件（データの内容や利用条件等）に変更が生じ、生活者に通知したデータの利用条件に変更が生じた場合には、十分な期間を設けた上での事前告知もしくは事前通知等、対象となるデータの内容に応じた適切な対応を行います。

※保有個人データは、法律上、その全部又は一部を開示しないことのできる例外事由がありますが、当該情報を開示しないこととする場合には、法律上のどの例外事由を根拠に開示しないこととするのか等について、十分に検討する必要がある。保有個人データを開示しない場合、生活者保護の観点から、開示請求のあった本人のデータである可能性のあるものをすべて利用停止又は削除する等の対応も考えられます。

※なお、保有個人データの開示請求への対応の他、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合等において、照会先へ個人データを開示する場合があります。

4-2 事前告知時

事前告知の際は十分な期間をもって事前告知を行います。撮影対象場所における物理的な方法（ポスターの掲示やパンフレットの配布等）、もしくは電子的な方法（自社ホームページでのリリース等）、あるいは両方を組み合わせた方法で行います。

■記載内容例

カメラ画像の内容及び利活用目的

運用実施主体の名称および連絡先

カメラ画像の利活用によって生活者に生じるメリット

カメラの設置位置および撮影範囲

カメラ画像から生成または抽出等するデータの概要

生成または抽出等したデータを第三者へ提供する場合、その提供先
データ利活用の開始時期等

4-3 取得時

取得時には通知を行う必要があります。撮影対象場所における物理的な方法（ポスターの掲示やパンフレットの配布等）、もしくは電子的な方法（自社ホームページでのリリース等）、あるいは両方を組み合わせた方法で行います。

■記載内容例

運用実施主体の名称および連絡先

カメラ画像の利活用によって生活者に生じるメリット

カメラの設置位置および撮影範囲

カメラ画像から生成または抽出等するデータの概要

生成または抽出等したデータの保存期間

生成または抽出等したデータからの個人特定の可否

生成または抽出等したデータを第三者へ提供する場合、その提供先 等

4-4 取り扱い時

- ・利活用の必要となるデータを生成または抽出後、元となるカメラ画像は速やかに破棄します。
- ・カメラ画像の処理方法を明確にし、処理後のデータによる個人の再特定のリスクについて予め分析を行います。
- ・処理後のデータを保存する場合、処理にあたっては、保存後のデータを用いた個人の特定が不可能となるような方法を用います。

4-5 管理時

- ・事前の明確な同意が取得できないことを考慮し、カメラ画像の利活用に伴って生じるリスクの分析を予め行ったうえで、カメラ画像から生成または抽出等したデータに対して適切な安全管理措置及びセキュリティ対策を行います。
- ・カメラ画像の利活用を開始するにあたっては、情報の漏洩や不用意な伝播や利用目的外の利用を防ぐため、取得したカメラ画像・当該カメラ画像から生成または抽出したデータについての取得項目・利用範囲・アクセス権・保持期間等を適切に定めます。
- ・カメラ画像から生成または抽出等したデータを第三者へ提供する場合、当該第三者との間で、データの利用条件や内容について定めた契約を締結します。
- ・第三者との契約条件や内容について定めた契約を締結します。
- ・第三者との契約条件(データの内容や利用条件等)に変更が生じ、生活者に通知したデータを利用条件に変更が生じた場合には、十分な期間をもって事前告知を行います。

サーモカメラコンソーシアム 技術委員会

以上